

「コンビニ交付サービス」を開始しました!

マイナンバーカードを利用して、**全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機(キオスク端末)**から各種証明書が取得出来るサービスを、令和6年10月1日より開始しました。

役場の窓口にお越しただけでない方でも、お気軽に証明書を取得することができますので、ぜひお気軽にご利用ください。

○交付出来る証明書

住民票の写し・印鑑登録証明書

○利用時間

午前6時30分～午後11時(メンテナンス日は除く)

○利用可能な店舗

全国のコンビニエンスストア等(マルチコピー機設置店舗)

○必要なもの

マイナンバーカード

利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

○手数料

住民票 1通 200円

印鑑登録証明書 1通 200円

詳しくは、日高町ホームページ内「住民票および印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスについて」のページをご覧ください。総務課もしくは住民生活課までお問い合わせください。



アンケートにご協力ください

コンビニ交付サービスを導入した事によるアンケート調査を実施しておりますので、ご利用された方は、アンケートフォーム(<https://forms.gle/isn3j6jigFozUx28A>)からご回答をお願いいたします。

アンケートフォームは右のQRコードからも開くことができます。



【お問い合わせ先】 総務課(TEL: 63・2051)
住民生活課(TEL: 63・3800)

Jアラートの試験放送について

Jアラートによる緊急情報伝達の試験放送を行ないます。

日時: 11月20日(水) 午前11時

内容

(上りチャイム)

「これはJアラートのテストです」

(3回)

「こちらは防災日高町です」

(下りチャイム)



【お問い合わせ先】

総務課(TEL: 63・2051)

温泉館 保育園児の作品展のお知らせ

町内の保育園児が作った作品をリラクゼーションコーナー(和室)にて展示します。

みなさまお誘い合わせのうえ、ご来館ください。

11月6日(水)～11月18日(月)

志賀保育所5歳児の作品

テーマ: 動物園



【お問い合わせ先】

企画まちづくり課(TEL: 63・3806)

温泉館「海の里」みちしおの湯

(TEL: 64・2626)

地震・津波避難訓練に参加しましょう

地震・津波から命を守るため、シェイクアウト訓練、高台への避難訓練などを各地区、各種団体で行なっていただきます。地区長などに確認のうえ、この機会にぜひ参加してください。

また、サイレンや避難を促す放送が、防災行政無線より流れますが、訓練放送ですので、ご注意ください。

日 程：11月5日(火)

実施時間：午前9時50分 訓練開始の事前放送
午前10時頃 緊急地震速報(訓練報)
午前10時3分～ 大津波警報(訓練報)



【お問い合わせ先】 総務課(TEL：63・2051)

農業者のみなさまへ 農作業事故にご注意を!

令和5年の労災保険休業補償対象事故内容をみると、原因の過半数が脚立・立木などからの転落や通路等での転倒です。傾斜地の多い果樹園での収穫やせん定作業時は特に注意が必要です。

また、チェーンソーや運搬機等の機械による事故の割合も高くなっています。

農作業事故防止のチェックポイント

①作業計画はゆとりをもって

- ・無理のない作業計画を立てましょう。
- ・疲れが溜まる前に休憩を取りましょう。

②作業前に準備と確認を

- ・園内道の除草や危険箇所の確認を行い、障害物を取り除いておきましょう。
- ・機械の点検や整備、安全装置の確認を行いましょう。
- ・事前に作業内容や行き先を必ず家族に伝えるようにしまししょう。万一に備え、携帯電話は常に身につけるようにしまししょう。

③作業は慎重に

- ・脚立使用時は、足場が不安定でないか確認の上、不意に脚が開かないようチェーンをかけ、天板には乗らないようにしまししょう。また無理な姿勢での作業とならないよう、脚立をこまめに移動させまししょう。
- ・乗用農機は急な操作を避け、周囲を確認して安全運転を心掛けまししょう。
- ・チェーンソーの使用時は防刃、防振効果の高い手袋を着用し、細心の注意を払いまししょう。



【お問い合わせ先】 産業建設課(TEL：63・3804)

防護柵設置支援事業のご案内

町では、農家の方々が農作物を鳥獣害から守る目的で、電気柵・ワイヤーメッシュなどの設置に係る資材費の一部を予算の範囲内で補助します。

防護柵設置支援事業

町内の農家の方が町内農地に電気柵やワイヤーメッシュなどを設置する場合は、補助の対象となります。

補助額：事業費の3分の2以内です。

※過去に補助を受けている農地で防護柵の資材更新等を行う場合等は3分の1以内の補助額になります。(設置して5年間は補助対象外農地となります。)

令和7年度において希望される農家の方は、**令和6年12月20日(金)**までに産業建設課へお申し込みください。

【お申し込み先・お問い合わせ先】 産業建設課(TEL：63・3804)